

# 平成28年度滋賀県環境審議会総会 概要

- 1 開催日時 平成28年(2016年)6月2日(木) 13時00分～14時30分
- 2 開催場所 滋賀県庁新館7階大会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- 3 出席委員 饗場委員、石上委員、石谷委員、伊藤委員、鵜飼委員、奥田委員、小畑委員、金谷委員、金子委員、菊池委員、木村委員、桑野委員、籠谷委員、芝原委員、清水委員、須藤委員、関委員(代理)、辻委員、中野委員、中村委員、西川委員、西田委員、西野委員、仁連委員、橋本委員、秀田委員(代理)、平山貴美子委員、平山奈央子委員、福原委員、前畑委員、松四委員、丸山委員、村上委員(代理)、山川委員、山田邦博委員(代理)、山田貴子委員、山本委員、吉積委員(以上38名)
- 4 議事
  - (1) 会長、副会長の選出
  - (2) 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について
  - (3) 所属部会の指名について
  - (4) 琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定について(諮問)
  - (5) 第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について(諮問)
  - (6) 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について(諮問)
  - (7) 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の策定について(諮問)
  - (8) 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第2次)の策定について(諮問)
  - (9) 指定外来種の指定の解除について(諮問)
  - (10) 県指定犬上ダム鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(諮問)
  - (11) 環境審議会各部会の活動概要について

## <配付資料>

- 資料1 滋賀県環境審議会委員名簿、配席表
- 資料2 滋賀県環境審議会条例、滋賀県環境審議会議事運営要領
- 資料3 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について
- 資料4 各部会の活動概要

## 5 議事概要

### (1) 会長、副会長の選出について

滋賀県環境審議会条例第4条第2項の規定に従い、審議会委員の互選により、審議会の会長、副会長を選任。

その結果、会長に仁連委員、副会長に西野委員が選任されました。以降、滋賀県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、仁連会長を議長として議事が進行されました。

- (2) 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について  
事務局が資料3を用いて「滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について」説明。委員からの異議はないことから、案のとおり改正することとなりました。
- (3) 所属部会の指名について  
滋賀県環境審議会条例第6条第2項の規定に基づき、各委員の所属部会について、各委員の専門や経歴を考慮のうえ、仁連会長より指名がありました。(別紙参照)
- (4) 琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定について  
事務局が別紙1に基づき、6月2日付けで諮問のあった「琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定について」説明。  
「琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定について」は、滋賀県環境審議会議事運営要領第5条の規定に基づき、琵琶湖総合保全部会に付議することになりました。
- (5) 第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について  
事務局が別紙2に基づき、6月2日付けで諮問のあった「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について」説明。  
「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について」は、滋賀県環境審議会議事運営要領第5条の規定に基づき、水・土壌・大気部会に付議することになりました。
- (6) ～ (10) について  
事務局が別紙3から別紙7に基づき、6月2日付けで諮問のあった「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」等について一括して説明。  
「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」等は、滋賀県環境審議会議事運営要領第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議することになりました。
- (11) 環境審議会各部会の活動概要について  
各部会担当課から、資料4に基づき順次報告。  
◇ 総会、環境企画部会・・・【p13】  
◇ 温暖化対策部会・・・【p15】  
◇ 水・土壌・大気部会・・・【p19】  
◇ 廃棄物部会・・・【p23】  
◇ 自然環境部会・・・【p25】  
◇ 温泉部会・・・【p27】  
◇ 琵琶湖総合保全部会・・・【p29】

委員：

自然環境部会から説明がありましたが、鳥獣保護法が改正され、鳥獣保護管理法

となり、シカやイノシシなど、個体数が増えたり、分布が拡大しているような種については、捕獲の強化が必要とされています。公共事業としての捕獲、計画的・科学的な捕獲が求められているところだと思います。

しかしながら、適切な事業的捕獲が、できていない状況だと思います。原因の1つとして、人材不足が影響していると思います。事業者が育っていないということもありますが、発注者側である県の体制が整っていないということが非常に大きいと思います。公共事業としての科学的・計画的な捕獲ができるように、発注者側の育成もきちんとやっていただき、適切な野生動物管理につなげていけるようにご努力していただきたいと思います。

事務局：

ご意見ありがとうございます。おっしゃるように、なかなかこれだけの規模があると、シカ等、数がある中で、いろいろと捕獲のあり方についても考えていかないといけない中で、公共事業のような手法が非常に重要視されていることは、委員のおっしゃったとおりでございます。もうご存知かもしれませんが、関西広域連合でも、そういったことを行政の側で取り組むようなマニュアルがようやく策定できたところでございます。今後は、そのマニュアル等も含めて、運用する側で、どう活用していくかというのが、大きな課題であると思います。

また、一方で、担い手の方々にどのようにアドバイスするのか、今まで一生懸命駆除をされてきた方々との関係等、いろいろ取組ながら、全体としてシカの問題に対処していくということが必要だと思いますので、委員のご指摘の部分を踏まえて行政側も、担い手を育てるといような形でさまざまな取組に向けて、いろいろご協力を得ながら取組みたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

会長：

ありがとうございます。よろしいでしょうか。特に、あとご意見がないようですので、本日予定しておりました議事が全て終了になります。

予定より大分早く終わることができましたので、皆様の円滑な議事進行の御協力ではないかと存じます。

(以上)